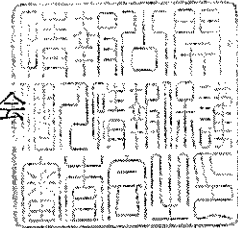


情 個 審 第 1 8 1 7 号  
平 成 2 9 年 6 月 7 日

黒 薮 哲 哉 様

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の写しの送付について

下記の事件については、平成29年6月7日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号：平成29年（行情）諮問第34号

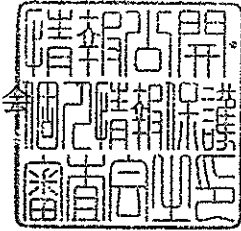
事 件 名：「日本人の海外留学促進事業」に係る契約書等の一部開示決定に関する件



情 個 審 第 1 8 1 6 号  
平 成 2 9 年 6 月 7 日

文部科学大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく  
下記の諮問について、別添のとおり、答申書を交付します（平成29年度（行  
情）答申第77号）。

記

諮問番号：平成29年（行情）諮問第34号

事 件 名：「日本人の海外留学促進事業」に係る契約書等の一部開示決定に関  
する件

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年1月27日（平成29年（行情）諮問第34号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（行情）答申第77号）

事件名：「日本人の海外留学促進事業」に係る契約書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月21日付け28受文科高第1480号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 個人に関する情報は、氏名、電話、FAX、住所を不開示にするだけで十分だが、それ以外の部分も不開示になっている。
- (2) 個人情報については、プライバシーに関わるものについては、不開示に合意する。しかし、公的な仕事にプライバシーの部分はない。
- (3) 事業計画書が全て不開示なので、国の資金で何をやったのか全く分からない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、別紙のとおり、平成27年6月9日付けで特定会社と締結した委託契約（以下「本件委託契約」という。）に係る「契約書」（文書1）及び「請求書」（文書2）である。

本件対象文書につき、法5条1号、2号イ及び6号ロの不開示情報に該当することから不開示としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件開示請求に対して、法5条1号及び2号イに基づき本件対象文書の一部を不開示とした原処分には誤りはないことから、本件審査請求は棄却すべきものとする。

### 3 不開示該当性について

- (1) 個人情報について、審査請求人より公的な仕事にプライバシーの部分はないため開示を求めるよう審査請求がされている。本件対象文書において、事業計画書に記載された担当者役職氏名等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号に該当するため不開示とした。
- (2) 事業計画書については、本件委託契約が企画競争によるものであり、法人の印影、担当部署名、事業の実施に関わる企画及び内容、経費の内訳、銀行口座等について、今後、競合他社等が同種事業の企画競争において、公にした情報に加工・改善を加えたり、アイデアを流用することや、現行受託者の業務上のノウハウが競合他社に模倣される可能性があること等から、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号に該当する部分について不開示とした。

### 4 結論

以上のとおり、本件対象文書のうち審査請求人が開示すべきものと主張する部分については、法5条1号及び2号イに該当し、当該部分を不開示とした原処分は維持すべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審議
- ④ 同年4月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月12日 審議
- ⑥ 同年6月5日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び6号ロに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、不開示部分は、別表1の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分5である。

### (1) 不開示部分1について

当該部分は、委託契約先である特定会社の登記事項証明書には記載されていない、特定会社の委託契約に関わる担当社員の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

諮問庁において、委託契約に関わる特定会社の担当社員の氏名を公にする慣行があるとは認められず、また、外に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 不開示部分2について

当該部分は、特定会社の代表取締役の印影であり、これらの印影は、契約書（文書1）及び請求書（文書2）の記載内容が真正なものであることを証する機能を有するためのものであり、これにふさわしい形状をしているものと認められることから、これらを公にすると、偽造による悪用等、当該特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### (3) 不開示部分3について

当該部分は、特定会社の銀行口座に関する情報であり、当該情報は特定会社の内部管理情報であって、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられ、公にすることにより、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### (4) 不開示部分4について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、当該部分の不開示理由を改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、特定会社が文部科学省に提出した契約書に添付されている事業計画書に記載されている①委託業務を実施する特定会社

の社員の所属・役職等，②委託契約した事業に関して特定会社が提示した事業内容及び③経費の内訳等に関する情報で構成されている。

(イ) これらの情報を公にした場合，特定会社の機微な情報が競合他社に知られることとなり，アイデアの流用や模倣の可能性があることから，特定会社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法5条2号イに該当する。

(ウ) とりわけ，経費の内訳に関する情報部分については，特定会社がどのような項目にどの程度の金額を投じるかという見積もりであり，特定会社のこれまで他に知られていない財務状態が明らかになる情報であるため，不開示とすることが妥当である。

イ 以下，上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 特定会社の社員の所属・役職等について

当該部分は，委託業務を実施する特定会社の社員の所属・役職等であり，実際に特定会社のどの部局の人員が委託業務に携わるのかについては，業務上必要な関係者以外には知られていない当該特定会社における内部管理情報である。

これらを公にすると，本来の目的外に使用されるなどして特定会社の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 委託契約した事業に関して特定会社が提示した事業内容について

a 当該部分は，委託契約した事業の具体的な内容が示されており，当審査会事務局職員をして，諮問庁に対して，当該部分の公表の有無を確認させたところ，政府目標である事業目的以外の部分については，公表の実態がないと説明する。

したがって，事業目的以外の部分については，特定会社の機微な情報が競合他社に知られることとなり，アイデアの流用や模倣の可能性があることから，特定会社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記ア（イ）の諮問庁の説明は否定できず，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

b しかしながら，事業目的に係る記載部分については，既に公となっている政府目標であると認められることから，これを公にしても，特定会社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため，法5条2号イに該当せず，開示すべきである。

(ウ) 経費の内訳部分について

a 当該部分は，文部科学省から事業を受託して事業を行う特定会

社の実施経費の表であり、大きくは①費目欄、②種別欄、③内訳欄、④金額欄、⑤税区分欄及び⑥備考欄に区分されており、欄ごとの名称は全て開示されているものの、それに見合う項目ごとの内容は不開示とされていることが認められる。

- b 費目欄には、種別欄に記載されている幾つかの費用区分の項目（種別項目）を束ねたより大きな費用区分の項目（費目）が記載されており、その内容は一般的な費用区分の項目名にすぎず、これを公にしても、競合他社との間で競争上の不利益が生ずるとはいえず、法5条2号イに該当しないことから、開示すべきである。

また、当該実施経費の表には、費目ごとに、対応する金額が小計行としてまとめられており、当該小計行の内容を公にしても、詳細な積算単価及び積算内訳が判明するものでもないので、競合他社との間で競争上の不利益が生ずるとはいえず、法5条2号イに該当しないことから、開示すべきである。

- c 種別欄、内訳欄、税区分欄及び備考欄には、種別欄に記載されているより詳細な各費用項目（種別項目）に沿って、積算内訳、金額、税区分（税込みかどうか）及び支払先情報が記載されており、これらの情報は、特定会社における財務内容の一部であると同時に、事業受注競争を行っている競合他社には秘匿すべき情報であるから、上記（イ）aと同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### （5）不開示部分5について

諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分は、不開示部分5を除くその余の不開示部分である旨説明するが、審査請求人の主張を踏まえても、審査請求人が審査請求の対象から不開示部分5を除いていると解するだけの明確な理由が見当たらないことから、不開示部分5の不開示情報該当性についても検討する。

当該部分には、文部科学省の支出負担行為担当官の印が確認でき、これが公になった場合は、偽造による悪用等、国が行う契約の事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号ロに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げ

る部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、2号イ及び6号ロに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司



別紙 本件対象文書

平成27年6月9日付けで特定会社と締結した「日本人の海外留学促進事業」の委託契約に係る

文書1 (1頁～40頁) 契約書

文書2 (41頁) 請求書

別表 1

1 不開示部分			2 不開示理由
文書 3	不開示部分 1	個人の氏名	法 5 条 1 号
文書 1	不開示部分 2	法人の印影	法 5 条 2 号イ
ないし 文書 3	不開示部分 3	銀行口座	法 5 条 2 号イ
	不開示部分 4	事務担当者の所属, 事業の実施 に関わる内容, 経費の内訳	法 5 条 2 号イ
文書 1	不開示部分 5	支出負担行為担当官印	法 5 条 6 号ロ

別表 2

不開示部分 4		開示すべき部分
文書 1 ないし 文書 3	事務担当者の所属，事業の実施に関わる内容，経費の内訳	契約書 1 1 頁の 4 行目ないし 6 行目（事業目的部分）
		契約書 3 7 頁の実施経費の枠内の費目部分全て
		契約書 3 7 頁の実施経費の枠内の金額部分の小計の金額全て
		契約書 3 7 頁の小計の金額部分に対応した「小計」という文字